

NPO 法人さくら 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人さくら という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪府堺市 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国際協力、国際文化・スポーツ交流、平和推進、人権擁護、福祉、保健、医療、まちづくり、社会教育、環境保全等に関する事業を行い、主として、ノーマライゼーションや共生の思想に基づき、障がいのあるなしに関わらず、全ての人の権利である生きがい、尊厳、自己実現、日常生活の充実、地域社会の一員としての役割遂行を実現すべく、生活訓練、職業訓練を通して、障がい者が地域社会の中で自立した生活が送れるよう支援すると共に、安心安全な地域社会の福祉の推進に寄与し、また、国内外の民間の非営利団体等への援助活動を実施することにより、ボランティア大国・日本の構築並びに国際的ボランティアネットワークをもって新たな地球文明を創造することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、特定非営利活動にかかわる次の事業を行う。

- ① 民間の非営利団体等の運営、活動に関する助言と人的及び資金援助
- ② 民間の非営利団体等及び社会教育に関する研究、出版並びに広報活動
- ③ 国際文化・スポーツ交流
- ④ 国際協力活動

- ⑤紛争地域において勇気をもって平和と正義のために活動する現地 NGO・NPO 団体支援
- ⑥「ピースファンクスポンサーシップ」を通して「国連」の平和プロジェクト支援
- ⑦難民支援及び緊急復興援助、地域開発プロジェクト振興
- ⑧ 21世紀参加型福祉サービス事業展開
- ⑨官・民(企業・市民)協働によるまちづくりのモデル事業展開
- ⑩民間の非営利団体及びボランティアなどの人材養成及び政策提言活動
- ⑪国内外のボランティア団体等とのネットワークづくり
- ⑫環境保全推進事業
- ⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑭障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑮障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ⑯児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑰児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑱児童福祉法に基づく障害児入所支援事業
- ⑲一般乗用旅客自動車運送事業(福祉有償運送事業)
- ⑳介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ㉑介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ㉒介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ㉓介護保険法施行令に基づく介護員養成研修事業
- ㉔介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ㉕障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス
- ㉖障害者総合支援法に基づく訪問系サービス
- ㉗介護保険に基づく地域密着型サービス事業
- ㉘その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)名誉会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。ただし会費は徴収しない。

(入会)

第7条 正会員又は名誉会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、社員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
(2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。
3 理事のうち、必要に応じ専務理事、常務理事を置くことができる。
4 理事及び監事は総会において選任する。
5 理事長は理事の互選により定める。
6 専務理事、常務理事は理事会の承認を得て、理事長が選任する。
7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するときまで伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長等)

第18条 この法人に名誉会長、会長、名誉顧問、顧問、特別大使並びに評議員を置くことができる。

2 名誉会長、会長、名誉顧問、顧問、特別大使並びに評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、理事長の諮問に応ずる。

4 評議員は、本法人の常務を諮問する。

5 特別大使は、本法人の事業に対して支援及び広報活動を内外で行う。

6 名誉会長、会長、名誉顧問、顧問、特別大使並びに評議員は法上の理事ではない。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第3号及び第47条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第34条の2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第34条の3 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名及び数(書面表決者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人1名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(特定基金)

第41条 災害及び緊急復興援助等非常事態に備えるために、特定基金を設け積み立てることができる。基金に積み立てる額は毎年予算で定める範囲の額とする。

2 特定基金は別に定めるところにより、これを取崩すことができる。

(事業報告書及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長、事務長、その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の移動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会員

個人会員 入会金 5,000 円 年会費 12,000 円

法人会員 入会金 30,000 円 年会費 1 口 120,000 円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成12年6月30日までとする。

- (1) 理事長 氏名 岡本 幸治
- (2) 理事 氏名 才賀 英理子
- (3) 理事 氏名 若狭 晃
- (4) 理事 氏名 松本 達也
- (5) 監事 氏名 神野 清孝

4 この法人の設立年度の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

附則 1 この定款は平成 12 年 8 月 10 日（経済企画庁長官が認証した日）から施行する。

附則 1 この定款は平成 12 年 8 月 26 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 13 年 11 月 23 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 17 年 5 月 30 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 18 年 6 月 27 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

附則 1 この定款は平成 28 年 1 月 29 日から施行する。

附則 1 この定款は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。



令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで)

NPO 法人さくら

I 事業の実施方針

当法人は、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心して生活し、自分らしく社会参加できる環境づくりを目的として事業を実施する。就労継続支援B型事業においては、一般就労が困難な障害者に対し、個々の特性や能力に応じた作業機会及び生産活動を提供するとともに、就労意欲の向上及び社会的自立の促進を図る。併せて、在宅で生活する障害者及び高齢者を対象に、障害福祉サービス及び介護保険法に基づく訪問介護事業を実施し、身体介護や生活援助等の支援を通じて、地域における安定した在宅生活の継続を支援する。各事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、利用者一人ひとりの尊厳及び意思を尊重し、関係機関、家族及び地域との連携を図りながら、継続的かつ質の高い支援の提供に努める。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続支援B型事業

定款 第5条

⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【内 容】 一般就労が困難な障害者に対し、就労の機会及び生産活動の場を提供するとともに、作業能力及び社会的自立の向上を目的とした支援を行う。

【実施場所】 はないろ : 静岡県富士市伝法 1663-5
かなで : 広島県東広島市西条中央 6 丁目 31-35 ウェストポンドビル 501
PICNIC : 大阪府堺市堺区神明町西 1 丁目 1-7
Myth de smile : 大阪府泉南市樽井 1 丁目 3-12

【実施日時】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【事業の対象者】 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の支給決定を受けた者で、一般就労が困難な状況にあり、就労機会の提供及び生産活動を通じた支援を必要とする者。

【収 入】 1億3,800万円(年間)

※4 事業所の内訳

はないろ	450万円×12ヵ月	5,400万円
かなで	250万円×12ヵ月	3,000万円
Picnic	250万円×12ヵ月	3,000万円
Mith de smile	200万円×12ヵ月	2,400万円

【支 出】 1億3,188万円(年間)

はないろ内訳

(人件費 140万円 法定福利費 21万円 賃料 36万円 車両費 12万円 その他 120万円) × 12ヵ月=3,948万円

かなで内訳

(人件費 132万円 法定福利費 20万円 賃料 24万円 車両費 12万円 その他 70万円) ×

12 ヶ月=3,094 万円

Picnic 内訳

(人件費 132 万円 法定福利費 20 万円 賃料 24 万円 車両費 12 万円 その他 75 万円) ×12

ヵ月=3,156 万円

Mith de smile 内訳

(人件費 118 万円 法定福利費 18 万円 賃料 36 万円 車両費 12 万円 その他 65 万円) ×12

ヵ月=2,988 万円

(2) 障害者居宅介護事業 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護等)

定款 第5条

②⑥障害者総合支援法に基づく訪問系サービス

【内 容】 障害者総合支援法に基づき、在宅で生活する障害者に対し、身体介護、家事援助、外出時の支援等の訪問介護サービスを提供し、日常生活及び社会生活の維持・向上を図る。

【実施場所】 訪問介護事業所かなで : 広島県東広島市西条中央6丁目31-35

【実施日時】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【事業の対象者】 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた者で、在宅での日常生活又は社会生活において支援を必要とする障害者。

【収 入】 1,800 万円 (年間) (150 万/月×12 ヶ月)

【支 出】 1,500 万円 (年間)

訪問介護事業所かなで内訳

(人件費 66 万円 賃料 12 万円 法定福利費 10 万円 車両費 12 万円 その他 25 万円) ×12

ヵ月=1,500 万円

(3) 介護保険事業 (訪問介護事業)

定款 第5条

②⑩介護保険法に基づく居宅サービス事業

②⑪介護保険法に基づく介護予防サービス事業

②⑫介護保険法に基づく居宅介護支援事業

【内 容】 介護保険法に基づき、要介護又は要支援認定を受けた高齢者に対し、身体介護、生活援助等の訪問介護サービスを提供し、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図る。

【実施場所】 訪問介護事業所かなで : 広島県東広島市西条中央6丁目31-35

【実施日時】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

【事業の対象者】 介護保険法に基づく要介護又は要支援認定を受けた高齢者で、在宅において身体介護又は生活援助等の支援を必要とする者。

【収 入】 1,200 万円 (年間) (100 万/月×12 ヶ月)

【支 出】 1,500 万円 (年間)

訪問介護事業所かなで内訳

(人件費 66 万円 法定福利費 10 万円 賃料 12 万円 車両費 12 万円 その他 25 万円) ×12

ヵ月=1,500 万円

令和8年度活動予算書
令和8年1月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人さくら
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,200,000	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	1,200,000
2. 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4. 事業収益		
障害事業収益	156,000,000	
介護事業収益	12,000,000	
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		168,000,000
経常収益計		169,200,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	78,480,000	
法定福利費	11,880,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	90,360,000	
(2) その他経費		
賃料	17,280,000	
車両費	8,640,000	
他	45,600,000	
.....		
その他経費計	71,520,000	
事業費計		161,880,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	2,400,000	
給料手当	2,400,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	4,800,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	0	
管理費計		4,800,000
経常費用計		166,680,000
当期経常増減額		2,520,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
.....		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		2,520,000
前期繰越正味財産額		-1,771,952
次期繰越正味財産額		748,048

令和 9 年 度 事 業 計 画 書

(令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで)

NPO 法人さくら

I 事業の実施方針

当法人は、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心して生活し、社会参加を継続できる環境づくりを目的として事業を実施する。就労継続支援B型事業においては、一般就労が困難な障害者に対し、個々の特性や能力に応じた作業機会及び生産活動を提供し、就労意欲の向上及び社会的自立の促進を図る。また、令和8年度より新たに、在宅で生活する障害者及び高齢者を対象とした障害福祉サービス及び介護保険法に基づく訪問介護事業を実施し、身体介護及び生活援助等の支援を通じて、地域における安定した在宅生活の継続を支援する。各事業の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに、利用者の尊厳及び意思を尊重し、関係機関や家族との連携を図りながら、事業運営体制の整備及び支援の質の確保に努める。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 就労継続支援B型事業

定款 第5条

⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【内 容】 一般就労が困難な障害者に対し、就労の機会及び生産活動の場を提供するとともに、利用者一人ひとりの特性や能力に応じた作業支援を行う。令和9年度においては、令和8年度に実施した支援体制を基盤として、作業内容の見直し及び生産活動の安定化を図り、利用者の作業意欲の向上及び社会参加の促進を目指す。また、日常生活面での助言や支援を継続的に行うことで、就労に向けた基礎的な生活習慣及び対人関係能力の向上を図る。

【実施場所】 はないろ : 静岡県富士市伝法 1663-5
かなで : 広島県東広島市西条中央 6 丁目 31-35 ウェストポンドビル 501
PICNIC : 大阪府堺市堺区神明町西 1 丁目 1-7
Myth de smile : 大阪府泉南市樽井 1 丁目 3-12

【実施日時】 令和9年4月1日～令和10年3月31日

【事業の対象者】 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型の支給決定を受けた者で、一般就労が困難な状況にあり、就労機会の提供及び生産活動を通じた支援を必要とする者。

【収 入】 1億6,200万円(年間)

※4 事業所の内訳

はないろ	500万円×12ヵ月	6,000万円
かなで	300万円×12ヵ月	3,600万円
Picnic	300万円×12ヵ月	3,600万円
Mith de smile	250万円×12ヵ月	3,000万円

【支 出】 1億5,024万円（年間）

はないろ内訳

（人件費 150万円 法定福利費 23万円 賃料 36万円 車両費 20万円 その他 120万円）×12
ヵ月＝4,188万円

かなで内訳

（人件費 150万円 法定福利費 23万円 賃料 24万円 車両費 20万円 その他 80万円）×
12ヵ月＝3,564万円

Picnic内訳

（人件費 150万円 法定福利費 23万円 賃料 24万円 車両費 20万円 その他 80万円）×
12ヵ月＝3,564万円

Mith de smile内訳

（人件費 150万円 法定福利費 23万円 賃料 36万円 車両費 20万円 その他 80万円）×
12ヵ月＝3,708万円

(2) 障害者居宅介護事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護等）

定款 第5条

②⑥障害者総合支援法に基づく訪問系サービス

【内 容】 障害者総合支援法に基づき、在宅で生活する障害者に対し、居宅介護、重度訪問
介護、同行援護等の訪問型サービスを提供する。令和9年度においては、利用者
の生活状況及びニーズに応じた支援を継続し、身体介護及び家事援助等を通じて、
安定した日常生活及び社会生活の維持を支援する。
あわせて、関係機関や家族との連携を強化し、利用者が地域で安心して生活を継
続できる支援体制の充実を図る。

【実施場所】 訪問介護事業所かなで : 広島県東広島市西条中央6丁目 31-35

【実施日時】 令和9年4月1日～令和10年3月31日

【事業の対象者】 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の障害福祉
サービスの支給決定を受けた者で、在宅での日常生活又は社会生活において
支援を必要とする障害者。

【収 入】 2,040万円（年間）（170万/月×12ヵ月）

【支 出】 1,692万円（年間）

訪問介護事業所かなで内訳

（人件費 80万円 法定福利費 12万円 賃料 12万円 車両費 12万円 その他 25万円）×12
ヵ月＝1,692万円

(3) 介護保険事業（訪問介護事業）

定款 第5条

⑩介護保険法に基づく居宅サービス事業

⑪介護保険法に基づく介護予防サービス事業

⑫介護保険法に基づく居宅介護支援事業

【内 容】 介護保険法に基づき、要介護又は要支援認定を受けた高齢者に対し、介護及び生
活援助等の訪問介護サービスを提供する。令和9年度においては、利用者の心身
の状況に配慮した支援を行い、在宅生活の継続及び生活の質の向上を目指す。

また、地域包括支援センターや関係事業所との連携を図り、地域における在宅介護支援の一翼を担う事業運営に努める。

【実施場所】 訪問介護事業所かなで : 広島県東広島市西条中央6丁目31-35

【実施日時】 令和9年4月1日～令和10年3月31日

【事業の対象者】 介護保険法に基づく要介護又は要支援認定を受けた高齢者で、在宅において身体介護又は生活援助等の支援を必要とする者。

【収入】 1,800万円(年間) (150万/月×12ヵ月)

【支出】 1,692万円(年間)

訪問介護事業所かなで内訳

(人件費 80万円 法定福利費 12万円 賃料 12万円 車両費 12万円 その他 25万円) ×12ヵ月=1,692万円

令和9年度活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人さくら
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,200,000	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	1,200,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4. 事業収益		
障害事業収益	182,400,000	
介護事業収益	18,000,000	
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		200,400,000
経常収益計		201,600,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	91,200,000	
法定福利費	13,920,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	105,120,000	
(2) その他経費		
賃料	17,280,000	
車両費	12,480,000	
他	49,200,000	
.....		
その他経費計	78,960,000	
事業費計		184,080,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	2,400,000	
給料手当	4,800,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	7,200,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	0	
管理費計		7,200,000
経常費用計		191,280,000
当期経常増減額		10,320,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
.....		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		10,320,000
前期繰越正味財産額		748,048
次期繰越正味財産額		11,068,048